

必要書類の準備はお早めに

令和4年度市・県民税申告

令和4年度の市・県民税（住民税）の申告が始まります。申告が必要かどうかは、下記のフローチャートでご確認ください。申告が必要な人は必要書類を準備の上、期間内に申告手続きを行います。

※申告が必要と思われる人には、1月下旬に申告書を送付します。また、申告書は市のホームページからも入手できます。

市・県民税申告とは

市・県民税（住民税）の申告は、市・県民税のほか、国民健康保険税や介護保険料などの算出の基礎になるものです。また、年末調整で適用できなかった控除を申告することで、市・県民税の負担が減ることもあります。

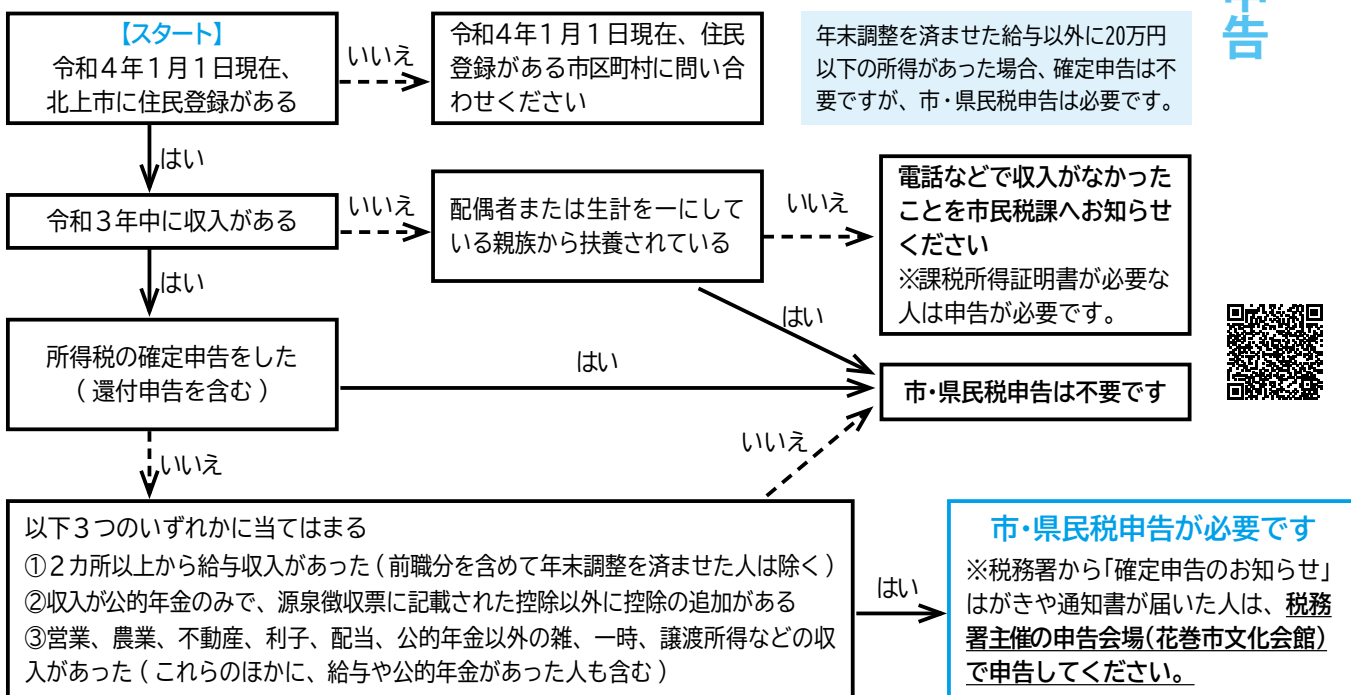
申告をしないと、税額や保険料の算出、国民年金保険料の免除申請、医療費給付などの各種助成金手続きなどに影響するほか、課税所得証明書などの証明書類の取得ができなくなります。

市・県民税申告相談

市の職員が申告書の作成について相談を受け付けます。日程や対象地区、会場は11ページの表のとおりです。

■受付期間…2月1日(火)～3月15日(火)
 ■問い合わせ先…市民税課 ☎72-82009

■フローチャート（申告が必要かどうか確認しましょう）



■申告に必要なもの

種類	対象者	必要なもの
共通	申告する人全員	<ul style="list-style-type: none"> 申告書（申告会場に持参し忘れた場合も対応可能） マイナンバー（個人番号）と本人確認ができる書類（運転免許証、パスポートなど） 申告者の口座番号が分かるもの（確定申告をする場合）
収入・経費	給与、年金収入がある人	源泉徴収票
	営業、農業、不動産収入がある人	あらかじめ記入した収支内訳書と、その内容が分かる帳簿や領収書、前年申告した収支内訳書の控えなど
	その他の収入がある人	収入と経費の内容が分かるもの
控除	医療費控除を受ける人	令和3年中に支払った医療費をまとめて記入した医療費控除の明細書 ※持参しない場合は、会場にて領収書をもとにご自分で記入していただきます。
	社会保険料控除を受ける人	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、介護保険料など、令和3年中の納付額が証明できるもの
	生命・地震保険料控除を受ける人	保険会社などが発行する控除証明書
	障害者控除を受ける人	障害者手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定通知書（該当者は長寿介護課で申請し受け取り）など
	配偶者（特別）控除を受ける人	配偶者の所得が分かるもの

■申告相談の日程・対象地区・会場

期 日	対象地区		会 場	
	午前（9時～11時）	午後（13時～15時）		
2月	1日(火)	堅川目区	煤孫全区	和賀庁舎 3階 大会議室
	2日(水)	岩崎全区	山口区	
	3日(木)	長沼1区、仙人区	長沼2区、岩沢区	
	4日(金)	藤根1区・2区	藤根3区・4区	
	7日(月)	横川目1区、3区	横川目2区、4区	
	8日(火)	新田全区、後藤全区	横川目5区	
	9日(水)	江釣子1区、4区・5区	江釣子2区、10区	江釣子地 区交流セ ンター 大ホール
	10日(木)	江釣子3区、7区	江釣子6区、11区	
	14日(月)	江釣子9区、14区	江釣子12区・13区、15区	
	15日(火)	江釣子16区・17区	江釣子8区	hoKko ふれあい ルーム (ツイン モールプ ラザ西館 1階)
	16日(水)	相去1区・2区、6区	相去3区・4区	
	17日(木)	鬼柳1区・2区	鬼柳5区、相去5区	
	18日(金)	相去7区～9区	相去10区・11区	
	21日(月)	黒岩全区	稲瀬全区	
	22日(火)	鬼柳3区	鬼柳4区	
24日(木)	飯豊1区・2区	飯豊3区		
25日(金)	口内1区～4区、二子5区	口内5区～9区、二子8区		
28日(月)	飯豊4区、6区	飯豊5区、9区		
3月	1日(火)	更木全区	黒沢尻8区	
	2日(水)	黒沢尻2区、9区	黒沢尻1区	
	3日(木)	飯豊8区	飯豊7区、10区	
	4日(金)	二子1区～3区	二子4区、6区・7区	
	7日(月)	黒沢尻6区	黒沢尻3区、7区	
	8日(火)	黒沢尻10区		
	9日(水)	黒沢尻15区	黒沢尻4区・5区、11区・12区	
	10日(木)	黒沢尻14区、17区	黒沢尻16区、18区	
	11日(金)	黒沢尻20区	黒沢尻13区、21区・22区	
	14日(月)	黒沢尻23区	黒沢尻24区・25区	
	15日(火)	黒沢尻19区、26区	黒沢尻27区	

※混雑を避けるため、ご自分の対象地区の受付日にご来場ください。各会場の開場時間は8時30分です。3月1日(火)のみ17時～18時も受け付けます。来場の際はマスクの着用をお願いします。

◆ツイッターで会場の混雑状況をお知らせします。
(10時・14時更新予定)
※期間中は、市民税課の窓口では申告相談を受け付けません。会場にお越しください。



◆申告会場送迎バスの中止
新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、本年度も申告会場送迎用の市バスの運行を取りやめます。バスを利用する人は路線バスやおに丸号をご利用ください。来場が困難な場合は、下記のとおり郵送での申告も受け付けています。

市・県民税申告は郵送が便利

年金収入のみで小作料や控除の追加のみなど簡易な内容の場合で、自分で市・県民税申告書を作成できる人は、郵送による申告が便利です。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、できる限り郵送での申告をお願いします。



◇郵送の手順

- ①申告書などに必要事項を記入
※収入や控除の確認資料を必ず添付してください。
- ②封筒に入れて切手を貼り、ポストに投函(送付先：〒024-8501住所記載不要・北上市役所市民税課)

41 ☎ 0198-29154

■問い合わせ先：東北税理士会花巻支部

付申告をする人
医療費控除などの還付申告をする人

■問い合わせ先：東北税理士会花巻支部

確定申告の受け付け

住宅借入金等特別控除を初めて申告する人、マイホームを譲渡した人、青色申告をする人、繰越損失や雑損失を申告する人、税務署からはがきなどの通知が届いた人は税務署主催の申告会場で申告してください。

■とき：2月12日(土)9時30分～16時(受け付けは9時～15時)

■ところ：さくらホール小ホール

■対象：年金受給者、給与所得者で医療費控除などの還付申告をする人

■問い合わせ先：東北税理士会花巻支部

確定申告の受け付け

住宅借入金等特別控除を初めて申告する人、マイホームを譲渡した人、青色申告をする人、繰越損失や雑損失を申告する人、税務署からはがきなどの通知が届いた人は税務署主催の申告会場で申告してください。

■とき：2月16日(水)～3月15日(火)9時～16時(土・日曜日、祝日を除く)

■ところ：花巻市文化会館(花巻市若葉町三丁目16-22)

※入場には整理券が必要です。

【還付申告の受け付けは1月から】
還付申告は、通常の確定申告期間とは別に、1月から受け付けます。

■とき：1月4日(火)～31日(月)9時～16時(土・日曜日、祝日を除く)

■ところ：花巻税務署(花巻市材木町8-20)

※入場には整理券が必要です。

■問い合わせ先：花巻税務署 ☎0198-2313341

税理士による無料還付申告相談

■とき：2月12日(土)9時30分～16時(受け付けは9時～15時)

■ところ：さくらホール小ホール

■対象：年金受給者、給与所得者で医療費控除などの還付申告をする人

■問い合わせ先：東北税理士会花巻支部